

○内閣府令第
経済産業省
財務省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（金融等デリバティブ取引）

第十一条 法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（

第十一条 法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他のこれに類似するものをいう。以下同じ。）

う。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ（略）

ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの

三（略）

2・3（略）

について当該当事者間で取り決めた算定割当量

の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ（略）

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売

買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三（略）

2・3（略）

（国際協力排出削減量の取得等）

第十二条の四 法第二十一条第七項第五号に規定する主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

第十八条 （略）
（特定取引勘定）

2 前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第

（算定割当量の取得等）

第十二条の四 法第二十一条第七項第五号に規定する主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

第十八条 （略）
（特定取引勘定）

2 前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第

三十八条第一号及び第六十条第一項第十一号において同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一九十二（略）

十二の二 法第二十一条第七項第五号に掲げる業

三十八条第一号及び第六十条第一項第十一号において同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一九十二（略）

十二の二 法第二十一条第七項第五号に掲げる業

務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡

十三（略）

3
5
（略）

務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十三（略）

3
5
（略）

附 則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。